

10月からの工事の入札制度改正のポイント

1 条件付一般競争入札の全面的な導入

4月から3千万円以上の工事について条件付一般競争入札を実施してきましたが、10月からは250万円を超えるすべての工事について実施します。

これまで県の工事を受注する機会がなかった事業者の方も、条件を満たせば入札に参加することが可能です。

2 入札事務の移管(農林水産部、土木部の工事のみ)

農林水産部及び土木部が発注する工事の入札事務を、地方振興局出納室(本庁及び県北は出納局)に移管します。

なお、入札書の郵送先も出納室又は出納局になりますので御注意願います。

3 入札書のあて先の変更

入札書のあて先を「福島県」とします。

4 くじ引きの方法の変更

くじ引きの方法を、電子入札と同様の方法に変更します。

このため、入札書に「くじの数」を記入していただきます。

○ 有資格者コード順にくじ番号を付与し、入札書に記入された「くじの数」の合計を同額入札の入札書数で割った時の余りから順位を決定する方法です。



詳しくは、入札参加の手引き(改正版)(PDF 1424KB)又は[各工事の入札公告](#)の内容を十分確認してください。

入札参加の手引き(改正版)(PDF 1424KB)はこちら

入札参加のポイント(改正版)(PDF 39KB)はこちら

入札書の郵送前チェックリスト(改正版)(PDF 67KB)はこちら

各工事の入札公告(「入札情報」のページ)は[こちら](#)